平成２１年（再ロ）第１７号
兵庫県尼崎市築地１丁目３番８号
再生債務者　景山　幸範
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年11月５日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年12月８日まで
平成21年11月17日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２１年（再ロ）第３号
岡山県倉敷市玉島乙島28番地39
再生債務者　田原　慎治
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年11月10日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年12月８日まで
平成21年11月17日　岡山地方裁判所倉敷支部

平成２１年（再ロ）第２号
高知県四万十市中村2385番地14
再生債務者　山本　喜男
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年10月６日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年12月15日まで
平成21年11月17日　高知地方裁判所中村支部

平成２１年（再ロ）第１０号
宮崎市祇園４丁目78番地１　第２祇園ハイツ402号
再生債務者　馬場しのぶ
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年11月４日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年12月15日まで
平成21年11月17日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２１年（再ロ）第１２号
宮崎市大塚町流合5056番地１　大塚住宅１－306号
再生債務者　熊ノ迫伸子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年11月６日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年12月15日まで
平成21年11月17日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第１３号
横浜市旭区南希望が丘107番地
再生債務者　志村美津後
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年11月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月13日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（再ロ）第９号
青森県弘前市大字桜ケ丘５丁目４番地　市営住宅Ｅ－403号
再生債務者　今　　達也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年11月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月16日　青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（再ロ）第３号
北海道広尾郡大樹町幸町12番地33
再生債務者　宮永喜美子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年11月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月17日
釧路地方裁判所帯広支部再生係

平成２１年（再ロ）第４号
北海道帯広市西２条南32丁目４番地
再生債務者　谷　美花子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年11月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月17日
釧路地方裁判所帯広支部再生係

平成２１年（再ロ）第１７号
仙台市宮城野区蒲生字中屋倉１番地の22
再生債務者　松本　博史
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年11月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月17日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２１年（再ロ）第２４号
宮城県宮城郡松島町磯崎字華園116番地
再生債務者　丹野　健一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年11月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月17日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２１年（再ロ）第３号
滋賀県愛知郡愛荘町野々目201番地８
再生債務者　柿田　達也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年11月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年11月17日　大津地方裁判所彦根支部

会社その他の公告

会社公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十二年一月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法上の有価証券報告書提出済
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年七月十五日
掲載頁　一〇二頁（号外第一四九号）
平成二十一年十一月二十六日
仙台市太白区郡山六丁目七番一号
（甲）ＮＥＣトーキン株式会社
代表取締役　岡部　政和
仙台市太白区郡山六丁目七番一号
（乙）ＮＥＣトーキンテクノサービス株式会社
代表取締役　幸野　憲雄

会社公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十二年二月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十一年十一月二十八日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月二十六日
掲載頁　一六五頁（号外第一三六号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月二十四日
掲載頁　一一九頁（号外第一三三号）
平成二十一年十一月二十六日
茨城県土浦市中央二丁目一一番七号
（甲）関銀ビジネスサービス株式会社
代表取締役　鴨志田　徹
茨城県土浦市東中貫町一番地五
（乙）関銀オフィスサービス株式会社
代表取締役　上神谷　豊

会社公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十二年二月三十一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十一年十二月四日に予定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年四月七日
掲載頁　八十九頁（号外第七十四号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年四月七日
掲載頁　八十七頁（号外第七十四号）
平成二十一年十一月二十六日
東京都目黒区中目黒二丁目九番三号
（甲）ジェノスグループ株式会社
代表取締役　田邉　辰雄
千葉県八千代市勝田台二丁目二九番地
（乙）株式会社みよしや
代表取締役　田邉　辰雄